

第13回 契約監視委員会－議事概要－

1. 開催日時：令和4年6月13日（月） 13：30～15：20

2. 開催場所（方法）：Web 会議による審議

3. 出席者

（委員会委員）青山委員長、中村委員長代理、渡部委員、長屋委員、瀧原委員

（QST 参考人）財務部 契約課 服部課長

高崎量子応用研究所 管理部経理・契約課 尾野事務統括

関西光科学研究所 管理部経理・契約課 木村課長

那珂研究所 管理部契約課 丸山課長

六ヶ所研究所 管理部経理・契約課 川端事務統括

（QST オブザーバー）監事室 杉山室長、小畑主査

（事務局）本部 監査・コンプライアンス室 鈴木室長、黒澤室員

4. 議題

1. 令和3年度における事後点検について

(1)令和3年度下半期における随意契約の状況について

(2)令和3年度下半期における一者応札・応募の状況について

(3)令和3年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

(4)令和3年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

2. 令和4年度調達等合理化計画の点検について

3. その他

（配布資料）

資料1 第12回契約監視委員会－議事概要－

資料2 令和3年度量子科学技術研究開発機構下半期契約データ

参考資料 契約データ 年間比較

資料3 令和3年度下半期契約（競争性のない随意契約）の状況

参考資料 随意契約による調達が可能となる事例を示した規程類（抜粋）

資料4 令和3年度下半期契約（一者応札・応募）の状況

資料5 令和3年度下半期のサンプリング事後点検について

資料5-1 令和3年度下半期の競争性のない随意契約サンプリング事後点検

資料5-2 令和3年度下半期の一者応札・応募案件サンプリング事後点検

資料6 令和3年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計

資料 7 画【自己評価】(案)
令和 4 年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画 (案)

5. 議事概要

1. 令和 3 年度における事後点検について

(1) 令和 3 年度下半期における随意契約の状況について

QST 参考人から資料 2、資料 3 に基づき、令和 3 年度下半期における随意契約の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

委員から随意契約の金額が前年度下半期実績と比較して約半分になった理由について質問があり、QST 参考人より前年度下半期は複数年度契約の切り替え時期であったことや、補助金予算が措置されていたためである旨回答があった。

(2) 令和 3 年度下半期における一者応札・応募の状況について

QST 参考人から資料 2、資料 4 に基づき、令和 3 年度下半期における一者応札・応募の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(3) 令和 3 年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

QST 参考人から資料 5、資料 5-1 及び資料 5-2 に基づき、令和 3 年 10 月～令和 4 年 3 月の契約事案の審査対象リストから各委員が抽出した 6 件について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

委員から出された主な意見は以下のとおり。

① 競争性のない随意契約事後点検

「サイクロトロン装置における防汚処理作業」(本部及び千葉地区)

委員から随意契約を締結した根拠規定(契約事務取扱規則第 29 条第 1 項第 3 号ハ)の適用が妥当であったのか質問があり、QST 参考人から、適用した規定は、2 つのうちのいずれかの要件を満たせば随意契約によることができると定められていることから、要件の 1 つに主眼を置いた旨回答があった。委員から、本件は「急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないことになるおそれがあるとき」とは異なる状況だったのではないかと、根拠規定との整合性について更に留意して取り組んでもらいたいとの意見があった。

② 競争性のない随意契約事後点検

「第一工学試験棟被災度調査業務一式」(那珂地区)

委員から試験棟の耐震改修工事を設計した業者と随意契約を締結しているが、客観性を担保するのであれば別の業者に依頼すべきではないのかとの質問があり、QST 参考人から本件は改修工事の不備が要因ではなく事故により装置が破損したもので

あり、緊急に契約する必要があるため、当該施設の構造を熟知している業者と契約を締結した旨回答があった。

③一者応札・応募事後点検

「量子メス棟建設工事に向けた重粒子線棟追加遮蔽体据付工事」（本部及び千葉地区）
委員から本工事の特殊性から市場における業者数について質問があり、QST 参考人から本契約では入札説明書を 2 者に交付しており、交付した業者以外にも声掛けを行っている。そのことから国内の業者は複数社ありうる旨回答があった。

④一者応札・応募事後点検

「ガスクロマトグラフー質量分析装置の購入」（高崎地区）

委員から本契約の公告期間は 11 月 8 日～11 月 28 日であり、入札書の日付と契約締結日が 12 月 17 日で同日となっているが、このような契約は一般的であるのかとの質問があり、QST 参考人から 20 日間以上の公告期間を確保すること、入開札及び落札者との契約締結を同日に行うことは一般的である。調達期間についても年末繁忙期の入開札及び契約締結ではあるが、本件の標準納期は 60 日間とされており妥当である旨回答があった。

委員から契約実績証明書の提出を求めており、他社との契約書が提出されているが提出業者は契約相手方から承諾を得ているのか、また、当該証明書の契約先の参考価格は本契約金額の倍以上となっているが金額の差は合理的であるのか質問があり、**QST** 参考人から当該証明書は当機構、官公庁等への類似の契約に関する実績を求めるもので公表されており承諾を取得していると思われる旨、また契約実績証明書との金額の差については当該装置のグレードが異なることを理由とするもので合理的である旨、回答があった。

⑤一者応札・応募事後点検

「研究棟他木造小屋組部劣化対策工事」（関西地区）

委員から塗装工事等は汎用的な工事であると思われるが 1 者応札となった理由について質問があり、QST 参考人から本件は広範囲を塗装することから経験や知識等が必要であり、また適切な維持・管理ができるか否かの観点から、工事实績のほか事業所の所在（近隣府県所在）を入札参加要件としたものだが、予算面の事情により年度末であるにも関わらず年度内に発注せざるを得なかったことが要因として考えられる旨回答があった。

委員から本件については、予算面の事情による発注時期などの要因もあると思われるが、汎用性のある業務については幅広い業者から応札してもらうように検討するよう意見があった。

⑥一者応札・応募事後点検

「ITER トリチウム除去系性能確証試験装置計器類の校正作業」（六ヶ所地区）

委員から予定価格に対する落札率が 100%となっていることについて質問があり、

QST 参考人から予定価格は業者から提出された参考見積も参考にしたが予算調整も加味しているため、落札率については結果的なものである旨回答があった。

また、委員から一般的には「校正」ではなく「較正」ではないかとの意見があった。

(4)令和 3 年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

QST 参考人から資料 6 に基づき、令和 3 年度調達等合理化計画の自己評価の点検について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

委員からこれまでの緊急随契の年間件数について質問があり、QST 参考人から年間 0～5 件程度である旨回答があった。

また、委員から随意契約の場合の適用規定のあてはめに関して、条文との整合性について更に留意して取り組んでもらいたいとの意見があった。

2. 令和 4 年度調達等合理化計画の点検について

QST 参考人から資料 7 に基づき、令和 4 年度調達等合理化計画の点検について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

委員から、「重点的に取り組む分野」のうち、「一者応札・応募の競争契約に占める割合の削減」について記載の 2 つの取り組みについては十分行っていると思うので、今後の検討として、例えば契約期間の平準化などの新たな取り組みについても検討してもいいのではないかと意見があった。

QST 参考人から他法人の取り組みなども参考にして、必要に応じて新しい取り組みについても検討していきたい旨回答があった。

3. その他

事務局から、次回の第 14 回契約監視委員会は今年の 12 月頃に開催し、令和 4 年度上半期の随意契約及び一者応札の事後点検、令和 4 年度調達等合理化計画の上半期実施状況等を議題としたい旨の説明があった。

以上